

知多市立新知小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

そのために、学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。なお、「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加える。

<「いじめ防止対策組織」の役割>

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・ いじめアンケートや心と体のアンケート、学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

・ 原則として職員会や終礼の場で、教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導や支援体制を組織する。

・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

3 いじめ未然防止の具体的な取組（※年間指導計画は別表）

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。また、**毎学期及び人権週間のある12月の最初の道徳では、「B 主に人とかかわるもの」を教材として位置づけ、思いやりの心を育む。**

エ G I G Aワークブック等を活用して、情報モラル教育を教育課程の中に位置付けて推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように指導する。

(1) 学級経営の充実

- 普段から児童の様子や人間関係を観察したり、いじめアンケートを生かしたりして児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 日頃の道徳教育や人権に関する指導を基盤に、児童に規範意識を身に付けさせ、いじめがおこらないような学級経営を心がける。
- 分かる・できる授業を構成し、児童一人一人が成就感や充実感のもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、いのちの大切さを感じ取らせる。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) ペア学年活動の充実や実行委員会を活用した行事の企画や運営の機会づくり

- ペア学年活動を通して、上級生が下級生を支えることで自己有用感を感じたり、下級生が上級生に支えられることで安心感を感じたりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- 運動会、児童会活動、学年行事等の場面で児童が実行委員として活躍し、自治的な活動を進めていく経験を通して、自己有用感を味わう機会を多くつくる。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 情報モラル教室を実施すると共に、現状把握に努め、いじめを発見したら迅速に対応する。

4 いじめ早期発見のための取組

ア いじめアンケートを各学期2回（記名式と無記名式）、教育相談を学期末（年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(1) 「いじめアンケート」の実施

- 各学期に2回「いじめアンケート」を実施する。（4・9・1月に記名式、5・11・2月に無記名式を実施）また、「いじめアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(2) 人間関係づくりと職員間の共通理解

- 共感的な人間関係の溢れる学級づくりに努め、温かい人間関係を築き上げることを心がける。
- 学級集団の背景、学級経営における成果と課題、教師の観察を基に対処策を考え、全職員で共通理解を図る。

(3) 相談体制の整備

- 毎学期（6月、10月）の「心と体のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 担任だけでなく、養護教諭、通級指導担当者やスクールカウンセラー等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 保護者や地域、関係機関との連携

- 児童、保護者、学校間の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必

要に応じて、市教育委員会、子育て支援課、子育て支援センター、半田児童相談センター、医療機関などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - いじめに関する相談を受けた場合やいじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに管理職・生徒指導主任に報告し、事実の有無を確認する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - いじめを受けた児童が不安になるなど安心して教育を受けられない場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や支援を行う。
 - いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- イ 市教育委員会の指導の下、当該事案に対処する組織を設置する。学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 その他

- (1) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

